

東京都不妊治療費等助成を活用した中野区不妊治療費等助成の考え方について

区は、妊娠等に関する支援の取組みとして、妊娠を望む方や不妊に悩む方を対象とした相談支援事業を実施するなど、妊娠・出産に関する普及啓発や相談体制を整備し、妊娠等に関する普及啓発や相談を区の役割として、支援を行ってきたところである。

このような事業を実施する中、東京都特定不妊治療費助成の中野区民利用が増加している。不妊治療については、東京都の助成制度があるものの不妊治療にかかる経済的負担を軽減する取組みのニーズが高くなっている。今後の少子化対策の一環として、区の不妊治療にかかる経済的負担の軽減策の考え方について報告する。

1 目的

妊娠・出産に関する普及啓発と合わせ、出産につながる環境づくりを充実させるため、不妊治療等を行う者の経済的負担を軽減する。

2 概要

(1) 東京都で実施している助成

不妊治療には一般的に、不妊検査及び一般不妊治療（タイミング療法等）、体外受精、顕微授精とステップがある。

現在東京都が実施している助成内容は、以下のとおりである。

ア 不妊検査等助成

夫婦のいずれかが都内在住で検査開始時に妻の年齢が35歳未満であり、保険医療機関において、夫婦ともに助成対象の検査を受けていることを要件としている。検査開始日から1年間を助成対象期間としている。

内容	東京都の助成上限額
不妊検査及び一般不妊治療	5万円

イ 特定不妊治療費助成（体外受精、顕微授精）

特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない等医師が診断し、夫婦の合計所得が730万円未満であり、指定医療機関で特定不妊治療を受けた所得の多い夫婦のいずれかが都内に住所があることを要件としている。妻の年齢により助成回数の上限を3又は6回としている。

治療ステージ	東京都の助成上限額
A 新鮮胚移植	20万円
B 採卵・受精後凍結胚移植の一連の治療	25万円
C 以前に凍結した胚による胚移植	7万5千円
D 体調不良等により移植の目途が立たない	15万円
E 受精できず・又は異常授精等により中止	15万円
F 採卵で卵が得られない、状態の良い卵が得られないため中止	7万5千円
男性不妊治療	15万円

(2) 対象

東京都の不妊治療費等助成事業認定者

(3) 助成内容

ア 不妊検査等助成

不妊検査及び一般不妊治療に対して、東京都の制度に上乗せ助成を行う。

イ 特定不妊治療費助成

特定不妊治療に対して、東京都の制度に上乗せ助成を行う。

なお、現在東京都において、不妊検査等助成及び不妊治療費助成の拡充が検討されており、区としてもその拡充内容を反映した助成としていきたい。

3 今後のスケジュール (予定)

平成31年3月下旬 周知開始

4月 事業開始